

【環境特集】環境政策

2007 年の環境政策レビューと今後の見通し (EU)

欧州委員会は 7 月 2 日、「2007 年環境政策レビュー(2007 Environment Policy Review)¹」を採択した。この内容は、昨年の EU 及び加盟国の主な環境政策の進展状況、EU の主要な環境目標 (第六次環境行動計画²による) の進捗状況について述べたものである。また新しい知見と加盟各国の環境実態に焦点を当て、次の年の主要な課題を指し示している。

環境レビューでは、「2007 年は EU 環境政策の転換期であった」としている。また、第六次環境行動計画の主要なコミットメントは実行されたこと、環境問題は政策の中心課題である、としている。

環境政策レビューの付属文書として、「委員会スタッフ作業文書 (Commission Staff Working Paper)」があり、こちらは統計データ、各国の状況を含む、より具体的な内容となっている。記述対象の分野として、(1)気候変動、(2)自然と生物多様性、(3)環境と健康、(4)天然資源と廃棄物、(5)環境政策におけるより良い規制、の 5 分野がある。

本稿では、付属文書の中から、(3)環境と健康、(4)天然資源と廃棄物、の 2 つの内容を紹介する³。また統計データについては、(1)大気汚染 (PM₁₀)、(2)大気汚染 (オゾン)、(3)有害化学薬品の生産量、(4)自治体廃棄物、(5)包装廃棄物のリサイクリング、(6)環境税、の 6 つを取り上げる。

目 次

1. 環境と健康
2. 天然資源と廃棄物
3. 統計データ
 - 3.1 都市部人口の大気汚染 (粒子) への暴露
 - 3.2 都市部人口の大気汚染 (オゾン) への暴露
 - 3.3 有毒化学薬品の生産量
 - 3.4 人口 1 人あたりの自治体廃棄物発生量
 - 3.5 包装廃棄物のリサイクリング率
 - 3.6 税収入における環境税の割合

¹ COM(2008)409

² 6th Environment Action Programme

³ (1)の気候変動については、NEDO 海外レポート 1030 号 (地球温暖化特集号 : 2008.10.1 発行) で取り上げる予定である。

1. 環境と健康

2007 年の重要な出来事

きれいで健康的な環境は人の幸福にとって不可欠なものである。人の健康に対する環境からの脅威を抑制するため、欧州委員会は 2007 年も化学物質、水や大気質を含む様々な分野で活動した。

「2004～2010 年 環境および健康行動計画（中間報告）(2004-2010 Environment & Health Action Plan)」は、「環境政策、厚生政策および関連する研究分野の間で、より緊密な連携を実施できたことが、この 3 年間の主要な業績の一つである」と結論づけた。欧州委員会は今後も引き続き、環境問題と健康問題について、他の政策との関連性を考慮しつつ、総合的な立場で取り組む。

中間報告への対処として、EU 加盟各国の環境大臣は、「環境問題における健康関連面のさらなる進展を求める決議」を採択した。

6 月には、欧州の化学物質に関する新規則「REACH（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals：化学物質の登録・評価・認可及び制限に関する規則）が発効した。REACH は、化学物質の安全な使用を確実にするリスク管理措置特定のために、今日使用されている約 3 万の化学物質を登録することを求めている。ヘルシンキにある新しい欧州化学物質庁がシステムを運営し、評価を調整し、化学物質に関する情報への一般からのアクセスを可能にするために、データベースを管理している。REACH を充足するために、欧州委員会は、化学物質の分類・ラベリング・包装を、国連の基準に沿って整理する法律を提案した。

「残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutant：POP）に関するストックホルム条約」の欧州共同体実施計画が 2007 年 3 月に採択された。これは、条約で課された義務を果たすために POPs を管理する措置を検討し、その効率性および十分性を評価し、追加措置の必要性を明らかにしている。

2005 年以来、ナノ素材の安全面に関する知見が緊急に必要であるとのコンセンサスが形成され、「ナノテクノロジー行動計画 2005-2009 年（2005-2009 Nanotechnologies Action Plan）」で提起された。2007 年の第 1 回実施報告書は、全ての利害関係者がこのアプローチに関係していることを示した。

12 月、欧州委員会は、産業排出に関する新法規の提案を採択した。これは、特定の産業部門における排出制限を厳格にし、環境査察のための基準を導入し、中規模の燃焼工場にまで規制の範囲を拡大するものである。同提案は、改正総合公害防止管理指令（revised Integrated Pollution Prevention and Control Directive）と他の 6 つの部門別指令（大規

模焼工場に関する指令、廃棄物焼却に関する指令、溶媒放出に関する指令、および二酸化チタンの製造に関する 3 つの指令)を融合するものである。12 月にはまた、欧州理事会と欧州議会が、「欧州の環境大気質および清浄な空気に関する指令 (Directive on ambient air quality and cleaner air for Europe)」について合意に達した。この新指令も、別々の指令を融合し、加盟国に対してより柔軟性を与えて、基準を満たすことを容易にしている。加盟国は、都市部における微小粒子状物質 (PM_{2.5}⁴) の暴露レベルを、2020 年までに対 2010 年比で平均 20%削減することを求められる。

これに先立ち、新しい車両排出基準 (ユーロ 5 : Euro 5、およびユーロ 6 : Euro 6) が欧州理事会と欧州議会により正式に採択され、これにより、粒子については 2009 年から、窒素酸化物については 2014 年から排出基準が更に厳しいものとなる。ユーロ 5 により、ディーゼル車両には粒子フィルターが導入されることになるだろう。欧州委員会は更に、ヘビーデューティービークル用の新しい排出基準 (ユーロ 6) を提案した。欧州理事会と欧州議会が採択すれば、これにより、トラックやバスからの排ガスが軽減されることになる。

また、欧州委員会は、2007 年 9 月に「都市部の移動性に関するグリーンペーパー (Green Paper on urban mobility)」を採択し、フォローアップ活動に関する公的な協議を開始した。これは、2008 年秋に「都市部の移動性に関する行動計画 (Action Plan on urban mobility)」で示されることになる。委員会はまた、都市部の持続可能な輸送計画に関する意見公募について、ガイダンスを提出した。公共調達に関しては、公共輸送サービス用の車両調達に環境的側面を導入する指令が提案された。

水政策に関しては、「欧州水情報システム (Water Information System for Europe : WISE)」が 2007 年 3 月に立ち上げられ、EU 全域から広範なデータが集められる。「水枠組み指令 (Water Framework Directive)」の第 1 回実施レポートは、加盟国が顕著な進捗を見せたものの、「2015 年までに全ての水域において優良な水質」という目標を達成するためにはより一層の努力が必要であることを示した。2 つの相互に関連する実施報告書 (都市廃水処理指令に関するもの、および硝酸塩指令に関するもの) は、重大な欠点があること、及び実施が不完全であることを示した。すなわち、EU 域内の全ての処理プラントの 51%しか基準に達していなかったこと、硝酸塩による汚染の悪化が地下水観測地点の 36%、地表水観測地点の 14%で認められたこと、である。欧州委員会は、いくつかの加盟国に対して、主要な水指令を適切に導入または実施しなかったことを理由として提訴した。しかし、2007 年の「水浴び場報告書 (bathing water report)」は、EU 全域の水浴場の多くが 2006 年には EU 衛生基準を満たしていたことを明らかにした。

⁴ 編集部注 : PM (particulate matter)。PM_{2.5} は直径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質で、肺ガン、ぜんそく、気管支炎などを引き起こすと考えられている。

新しい知見

水中への窒素、大気へのリンやダイオキシン、といった産業汚染物質の排出は、顕著に減少したが、その他の汚染物質は増加し続けている。2009 年以降、「欧州汚染物質排出・移動登録 (European Pollutant Release and Transfer Register)」が現行の「欧州汚染物質排出登録 (European Pollutant Emission Register : EPER)」に置きかえられ、より広範な物質と活動分野に適用される⁵。

高圧線の近辺で長期間生活することにより、ある種の癌を発症するリスクが増加する可能性がある。特に、幼少期に高圧線から 300 メートル以内に住んでいた人は、白血病やリンパ腫といった癌の発症可能性が最大 5 倍高くなっている⁶。

ある種の病気、特に昆虫を介した伝染性の病気が爆発的に広がる可能性は、気候変動に伴い増加している。この 10 年で病気を媒介する昆虫 (媒介生物) の一部は大幅に分布を変化させている。たとえば、チクングニヤ熱 (かつてはアフリカ、南アジアおよび東南アジアでのみ見られた病気) が近年北イタリアで大発生し、北欧でブルータング病が畜牛に広まった⁷。

2008 年の見通し

欧州委員会は、「国別排出量上限指令 (National Emission Ceilings Directive : NECD)」⁸ の改正を提案予定である。

多くのオゾン層破壊物質 (ozone depleting substances) の使用は減少、あるいは段階的廃止になっているが、オゾン層破壊物質に関する規制条項の一部は明確化、簡素化のために、更新あるいは撤廃する必要がある。

飲料水指令 (Drinking Water Directive) の改正が 2008 年に計画されている。現在、全部で 48 種類の微生物および化学物質パラメータが定期的に監視、検査される必要がある。

REACH 規則の運用が始まる。2008 年 6 月に運用を開始し、段階的に導入される物質の予備登録を 2008 年 6 月から 12 月まで受け付ける。

2. 天然資源と廃棄物

2007 年の重要な出来事

⁵ EPER Review 報告書 (<http://www.eper.cec.eu.int>)

⁶ Lowenthal et al. (2007) Internal Medicine Journal.

⁷ Patz et al., (2005) Nature; Chretien and Linthicum (2007), The Lancet

⁸ 編集部注：EU 全域及び各国の施策を通して、2010 年までに達成しなければならない SO₂(二酸化硫黄)、NO_x(窒素酸化物)、NH₃(アンモニア)及び VOC(揮発性有機化合物)についての国別の排出量上限を規定したものの。(参照：環境大気質に関する新指令、NEDO 海外レポート 1016 号、2008 年 2 月 6 日発行、(<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/1016/1016-04.pdf>))

現在の消費・生産パターンにより、ある種の天然資源は急速に枯渇する可能性がある一方で、廃棄物などにより環境に深刻な影響を招きつつある。欧州委員会は2007年に、資源効率と環境技術革新を域内および国際的に推進するための戦略一式を策定した。同戦略では、廃棄物政策も更に改善されている。

改正された「EU 持続可能な開発戦略 (Sustainable Development Strategy)」に盛り込まれた要件に対応して、欧州委員会は「持続可能な消費と生産に関する行動計画 (Action Plan on Sustainable Consumption & Production : SCP)」を策定中である。最初のステップとして、2007年には様々な協議ラウンドが開かれた。新たな行動が必要であることが十分に理解され、消費が行動計画における最重要分野であると考えられている。

欧州委員会の環境技術行動計画 (Environmental Technologies Action Plan : ETAP)⁹ 実施に関する第2回報告書は、進捗状況を評価し、将来のための優先順位を設定する。21の加盟国は、対策を盛り込んだ国別ロードマップを提出した。これは、自国の対策が、他の加盟国で導入される可能性も考慮したものである。中小企業の環境対策を支援するための「競争と革新のための枠組み計画 (Competitiveness and Innovation Framework Programme : CIP)」¹⁰の下で想定された3つのツールのうち、最初のものは、2007年に立ち上げられた。高成長で革新的な中小企業機関 (欧州投資基金が管理) により、資金調達が容易になるものと考えられる。2億2,800万ユーロが2007 - 2013年の環境技術革新のために割り当てられている。EU 全域に及ぶしくみには様々な選択肢がある。そこで欧州委員会は12月、環境実績と新技術の環境に対する潜在的な影響を検証するために意見募集を開始した。

国連環境計画 (United Nations Environment Programme : UNEP) との協力のもと、世界の政策立案者に信頼できる科学的アドバイスを提供するために、欧州委員会は11月、「持続可能な資源管理に関する国際パネル (International Panel for Sustainable Resource Management)」を設置した。

使用されていないほとんどの船舶は、現在、危険な条件下で深刻な汚染リスクを伴いながら、南アジアで解体されている。高まる懸念に対応し、欧州委員会は「より安全な船舶

⁹ 編集部注：気候に優しい技術など、EUにおけるエコ技術の開発促進と、その用途の拡大を支援するもの。2004年策定。(<http://ec.europa.eu/environment/etap>) (参照：気候変動に立ち向かうためのEUの研究開発、NEDO 海外レポート1020号、2008年4月9日、(<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/1020/1020-03.pdf>))

¹⁰ 編集部注：欧州企業の競争力強化を目的としたプログラムで、主に中小企業を対象とする。期間は2007年から2013年。http://ec.europa.eu/cip/index_en.htm (欧州委員会が中小企業の環境対策を支援するプログラムを提案、NEDO 海外レポート1011号、2007年11月14日、p.98注2を引用 (<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/1011/1011-13.pdf>))

の解体に関するグリーンペーパー (Green Paper on better ship dismantling)¹¹を公表した。このグリーンペーパーは、EU および国際的なレベルの双方で様々な選択肢を提示している。たとえば、港におけるよりよい廃棄物輸送法の施行、技術協力および軍艦の解体に関する模範的な手順などである。新しい EU 廃棄物輸送法は 7 月から適用になり、出航時から目的地に着くまでの廃棄物の適切な処理を確実にすることを目的としている。規制は、EU 域内および非 EU 諸国への廃棄物輸送に関する既存の法的枠組みを強化し、明確にする。規制はまた、有害廃棄物の輸出、または他国での処分を目的とした廃棄物の輸出を禁じている。

欧州議会による第一読会に続き、欧州理事会は 12 月に、「廃棄物枠組み指令 (Waste Framework Directive)」のための欧州委員会の提案に関する共通の立場を全会一致で採択した。同指令は、欧州における循環型社会の創設を促進するために、既存の規定を明確にし、簡素化することを目的としている。

「廃棄物輸送法 (Waste Shipment Regulation)」および「埋め立てに係る指令 (Landfill Directive)」については、加盟国により実施状況に差があること、また、環境に対して深刻な影響を及ぼす可能性があることから、2007 年に数々の自覚を促すイベントが開催された。欧州委員会はまた、主要な廃棄物関連の指令 (埋め立てに係る指令、廃電気電子機器指令 (Directive on the Waste Electrical and Electronic Equipment : WEEE)、電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令 (Directive on the Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment : RoHS)、および廃自動車に係る指令 (Directive on the End-of-life Vehicles : ELV)) を適切に実施、導入しなかったことを理由として一部の加盟国の提訴を開始した。

新しい知見

最近の研究は、最も費用効果の高い環境改善の方法を明らかにした。2006 年のライフサイクルアプローチでは、輸送、食物、建物の 3 つが、最も汚染を引き起こす効果が高いものであるとされた。乗用車では、エンジンの改善、重量削減、ハイブリッド自動車への移行が、環境上の利益は、特に高い。肉、及び乳製品では、最も大きい改善の可能性として、農業生産方法の改善 (例えば豚用の飼料) や、より良い家庭管理に

¹¹ 編集部注：2007 年 5 月 22 日発表。船舶の解体される状況を憂慮し、安全な船舶のリサイクルに関する国際条約が策定・実施されるまでの間、EU レベルで取るべき行動が示されている。この中には海運業界に課税して「船舶解体基金」を創設する案も盛り込まれている。

(参照：プレスリリース Environment: Commission issues Green Paper on safer ship dismantling, IP/07/693, 22 May 2007

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/693&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>); Green Paper On Better Ship Dismantling (presented by the Commission), COM(2007)269 final, 22.5.2007,

(http://ec.europa.eu/environment/waste/ships/pdf/com_2007_269_en.pdf))

より、食物を無駄にしないということがあげられる。建物に関しては、断熱方法が環境改善の主役であることが示された。¹²。

埋め立てに関わる指令 (Landfill Directive) の要件に沿った埋め立ては、新規加盟の 10 カ国で同じように進展しているわけではない。違法投棄、投棄場所に関する法的責任は主として自治体レベルにあり、行政能力の欠如からほとんど強制措置が取られなかった¹³。

2008 年の見通し

欧州委員会は以下を行う。

- 持続可能な消費および生産に係る行動計画 (Action Plans on Sustainable Consumption & Production) および持続可能な産業政策に係る行動計画 (Action Plans on Sustainable Industrial Policy) を提示する。エコ表示や EMAS 規則 (Eco-Management and Audit Scheme Regulation)¹⁴の改正を含む既存の手段やイニシアティブを、環境に配慮した公共調達、エコデザインへと更に発展させ、強化する。また流通経路の改善に向けて、小売業者と連携する計画である。
 - WEEE および RoHS 指令を改正し、効率と効果を高め、実施と強制力を向上させる。
 - EU 環境技術検証のしくみに関する法案を提示する。
 - 船舶の解体に関する EU の戦略を提示する。
 - 特に査察と抜き取り検査に関して、新廃棄物輸送法にさらなる強制力を持たせる。
 - 6 月に、持続可能な消費と生産に関するマラケシュプロセス(Marrakech Process)¹⁵に基づいて地域会議を組織する。
-
- 規制を受けない廃棄物投棄を撲滅し、特に EU12 カ国での埋め立てを EU の基準に従わせる努力を続け、必要に応じて法的措置に訴える。

欧州議会と欧州理事会は、2008 年初頭に廃棄物枠組み指令 (Waste Framework Directive) の第二読会を開始する。共同決定手続きは 2008 年中に完了する計画。

3. 統計データ

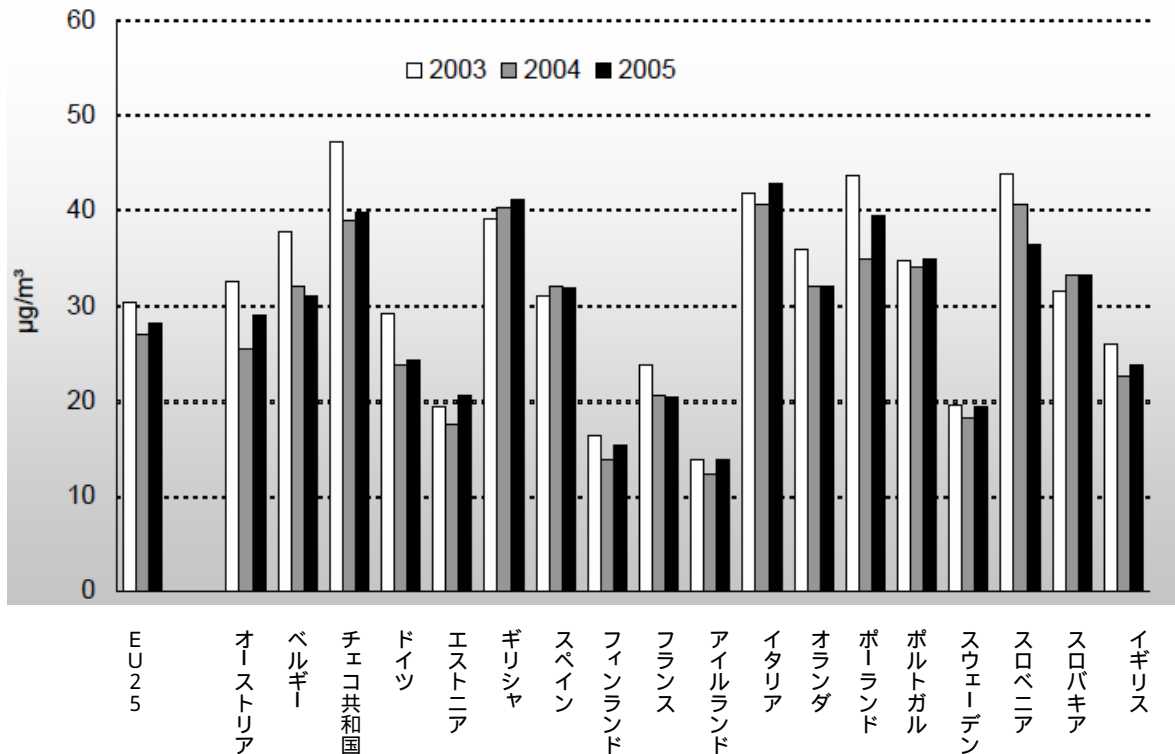
¹² 2007 年 IPTS-IMPRO (製品による環境改善) 調査。2006 年の EIPRO (製品による環境への影響) 調査の続き。

¹³ 環境総局の委託による「廃棄物の埋め立てに係る指令 1993/31/EC」の実施に関する追跡調査、2007 年 6 月。

¹⁴ 環境管理・監査スキーム規制。環境保護には法規制だけでは限界があることから、企業や組織が自発的に環境政策を推進することを目的に、1993 年に欧州理事会で採択された制度。

¹⁵ 編集部注：マラケシュプロセスとは、2002 年 9 月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」での成果文書の 1 つ「持続可能な消費と生産に関する 10 年枠組み」の通称。

3.1 都市部人口の大気汚染（粒子）への暴露



出典：欧州委員会環境理事会、情報公開決定 1997/101/EC および指令 2002/3/EC に基づく加盟国による報告義務

図 1 都市部人口の大気汚染（粒子）への暴露(µg PM10/m³)¹⁶

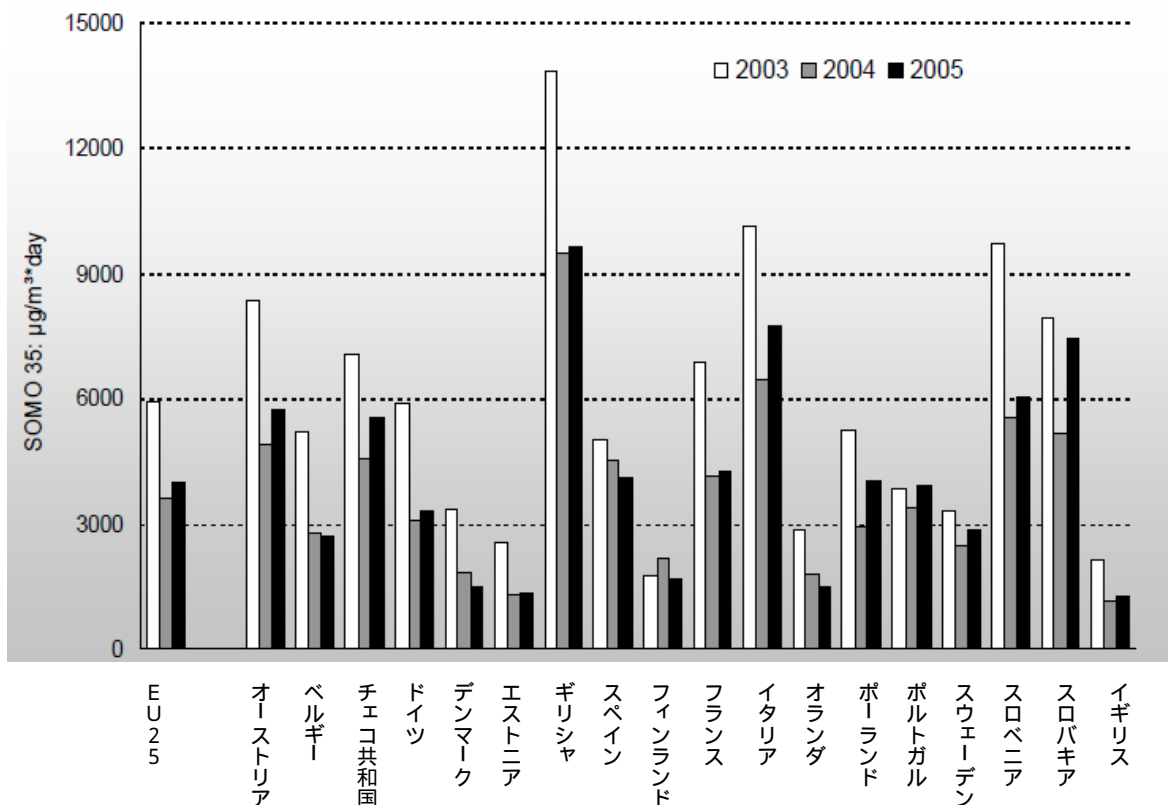
粒子状物質(PM:particulate matter)への暴露は健康にとって重大なリスクとなる。都市部における PM10 のバックグラウンド濃度の年間平均(汚染に曝された人口による重み付け済)を示す(図 1)。EU 加盟国間で大きな差異が見られる。アイルランドとフィンランドでは 15 µg/m³ 以下であるが、10 カ国(ベルギー、チェコ共和国、ギリシャ、スペイン、イタリア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニアおよびスロバキア)では 30 µg/m³ 以上の汚染レベルを記録した。

EU25 カ国のデータをみると、2005 年は 2003 年より若干改善している。しかし、2004 年のデータと比較すると、EU 域内およびほとんどの加盟国で状況が悪化していることがわかる。特に、ギリシャ、イタリア、スロバキアで大気質が明らかに悪化したが、ベルギー、ドイツ、オランダ、スロベニアおよびスペインで、改善の兆しが見られた。

¹⁶ 都市部のバックグラウンド地域における、人口による重み付けを行った粒子状物質の年間平均濃度 (PM10: 直径 10 µm 以下の粒子状物質)。正確な比較を行うために、3 年間を通して動作した測定ステーションのデータのみを使用している。このため、対象国は 18 カ国に留まっている。

2005 年に大気質が悪化した最大の原因は、交通量にあると考えられる。すなわち、PM₁₀ の環境基準超過分の半分以上（そして、オゾンの環境基準超過分の少なくとも 1/5 以上）は、地域の交通量によって引き起こされている¹⁷。

3.2 都市部人口の大気汚染（オゾン）への暴露



出典：欧州委員会環境理事会、情報公開決定 1997/101/EC および指令 2002/3/EC に基づく加盟国による報告義務

図 2 都市部人口の大気汚染（オゾン）への暴露¹⁸

対流圏での高濃度のオゾンは、人の健康にとって重大なリスクとなる。すなわち、夏のピーク濃度時だけでなく、低濃度であっても持続的に曝されていると、我々の健康にかなり有害な影響を与える。オゾンの指標は複合的なリスクを測定したもので（低濃度からのものを含む）、ゼロ以上の数字であれば健康へのリスクが考えられる(図 2)。

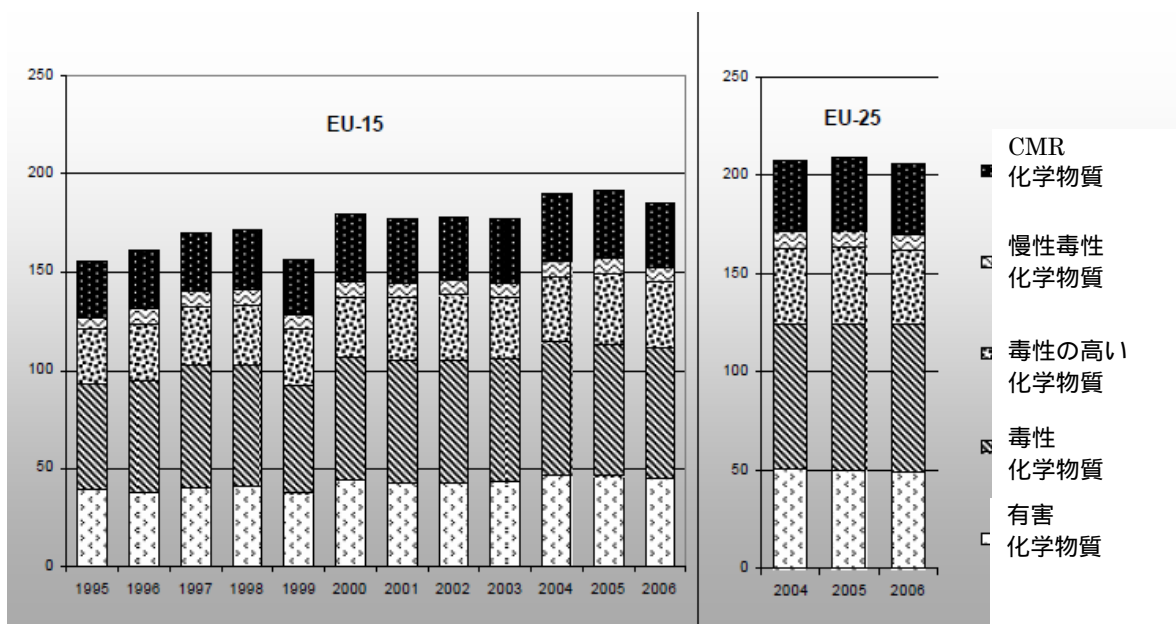
¹⁷ 加盟国による環境大気質に関する年次報告 2005 年版。EEA 2008 年 1 月。

¹⁸ 都市部のバックグラウンド地域における、人口による重み付けを行ったオゾンの年間平均濃度（SOMO35：Sum of Means over 35 ppb ozone）。正確な比較を行うために、3 年間を通して動作した測定ステーションのデータのみを使用している。このため、対象国は 17 カ国に留まっている。

オゾンの濃度は加盟国により大きな差が見られる。これは、地理的・気候的な条件、地域の大気放出、国境を越えた要因に左右されるからである。ギリシャ、イタリアおよびスロバキアは 2005 年の上位 3 カ国である。

ほとんどの加盟国で、2003 年の熱波によりオゾンの濃度上昇が見られた一方、2004 年には低下した。しかし最近のデータによれば、EU 域内で再び悪化傾向が見られる。特に、2005 年はスロベニア、ポーランドおよびイタリアで対 2004 年比 20% 以上、上昇した。

3.2 有毒化学薬品の生産量



出典：Eurostat

図 3 有毒化学薬品の生産量（100 万トン）、毒性クラス別¹⁹

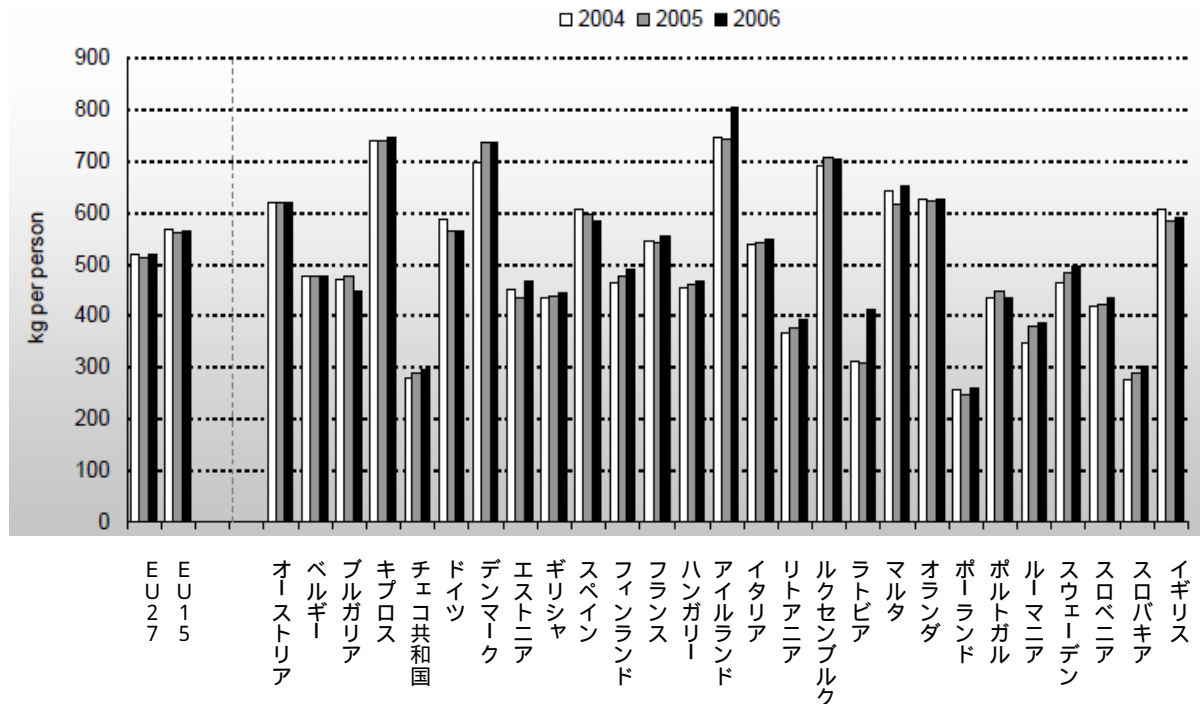
2006 年、EU25 カ国は 2 億 700 万トンの毒性産業化学物質を製造したが、これは製造された全化学物質の 60% に相当する。図 3 に示された毒性化学物質は、5 つの毒性クラスに分類されている。最も危険なものは CMR 化学物質（発癌性：carcinogenic、突然変異誘発性：mutagenic、生殖毒性のある化学物質：reprotoxic）で、以下、慢性毒性化学物質、毒性の高い化学物質、毒性化学物質、有害化学物質と続く。危険性の高い上位 3 クラスの化学物質で、製造された全毒性化学物質の 40% を占める。

¹⁹ 分類は、危険化学物質指令（指令 67/548/EEC、2001 年に最終修正）の付属文書 6 に記載された個々の物質に割り当てられたリスク用語による。この指標の一部を構成する物質は、中間体から、消費者に利用されることを目的とした家庭用化学物質まで、広範である。中間体の場合、製造および合成に関わる作業者のみに暴露が起こり得るものから、処理や輸送中に環境中に放出される可能性があるものまで様々ある。

このデータ(EU15 カ国が対象、2004 年からは EU25 カ国が対象)は、1995 年から 2006 年の間に EU15 カ国で製造された毒性化学物質は 19%増加(すなわち、年間平均約 1.7%増加)したこと、また特に、最も毒性の強い化学物質の減少が見られなかったことを示している。更に、EU15 カ国で毒性化学物質の製造が、報告期間の最後の 5 年間(2002 年から 2006 年)で 4.5%増加したが、2006 年には若干減少した。

もし毒性化学物質グループにおける CMR 化学物質の高い増加(1995 年~2006 年で 18%増、年間平均では 1.6%増)が続くのであれば、懸念材料であるといえる。ライフサイクルアプローチに基づく REACH は、毒性化学物質の製造を最大限に削減することを目指している。

3.4 人口 1 人あたりの自治体廃棄物発生量



出典：Eurostat

図 4 人口ひとり当たりの自治体廃棄物発生量(kg)

廃棄物の排出と管理は、天然資源の利用方法と深く関連している。過度の廃棄物排出は資源の非効率的利用の表れであると見なされる一方で、廃棄物に含まれる物質やエネルギーの回収は資源のより良い利用につながる。

EU は、廃棄物排出量を削減し、リサイクルされ回収される(すなわち、経済生産サイクルへ再投入される)廃棄物の割合を増加させることにより、資源利用に伴う全体的な環境負荷を削減することを目指している。「自治体廃棄物の排出を 2000 年までに一人あ

たり 300kg まで削減する」という EU の目標は、達成されなかった。以来、新しい数値目標は設定されていない。

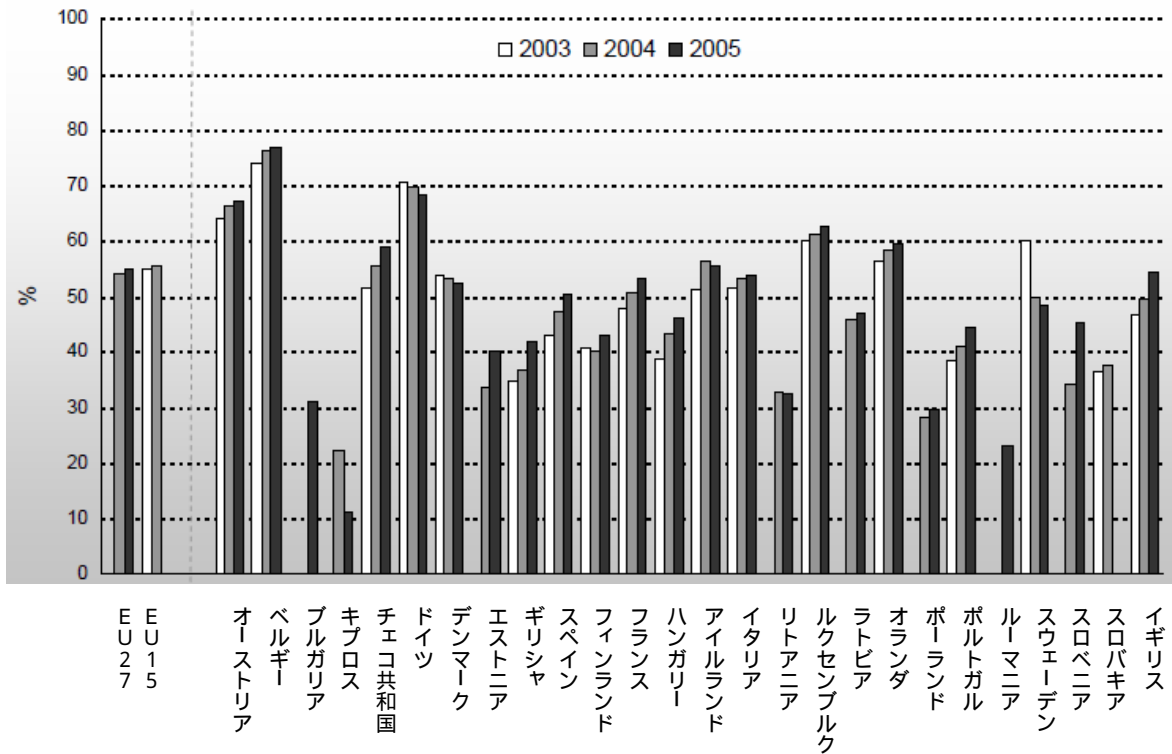
廃棄物処理に関する EU 全体の統計は、全廃棄物排出量の約 14% を占める自治体廃棄物²⁰ についてのみ入手可能である。2006 年には EU27 カ国で一人あたり平均 517kg の自治体廃棄物を排出したが、EU15 カ国では同 563kg であった。2006 年全体では、EU27 カ国で排出した自治体廃棄物は 2 億 5500 万トンで、そのうち 41% は埋め立てられ、19% は焼却された。

加盟国間で、廃棄物の排出量には大きな差異がある。アイルランドでは、一人あたりの自治体廃棄物排出量は 804kg で、キプロスとデンマークが同 730kg 以上でこれに続く。ポーランドは同 259kg で EU27 カ国平均の 50%、スロバキアとチェコ共和国は同 300kg 程であった。

西ヨーロッパ諸国における一人あたりの自治体廃棄物排出量は、高レベルであるものの安定している。2006 年まで、対 2004 年比で約 10% 増加し続けている加盟国もある(たとえば、ルーマニアとスロバキア)。一方、2004 年から 2006 年にかけて 4% あるいはそれ以上、一人あたりの自治体廃棄物排出量を削減した国もある(たとえば、ブルガリアとスペイン)。ラトビアで 2006 年に排出量が増大したのはレポートシステムが改善され、より正確なデータが把握できるようになったからである。

²⁰ 自治体廃棄物 (municipal waste) は、地方自治体当局によって、あるいは当局の委託を受けて収集された廃棄物を指す。この廃棄物のほとんどは家庭から排出されるが、商業施設、オフィスおよび公共機関からの排出も含まれる。

3.5 包装廃棄物のリサイクル率



出典：欧州委員会環境理事会、欧州委員会決定 97/138/EC および 2005/270/EC に基づく加盟国による報告義務；2004年のデータはEU25カ国が対象；スロバキアは2005年のデータを提出していない。；マルタはいかなるデータも報告していない。

図5 包装廃棄物のリサイクル率

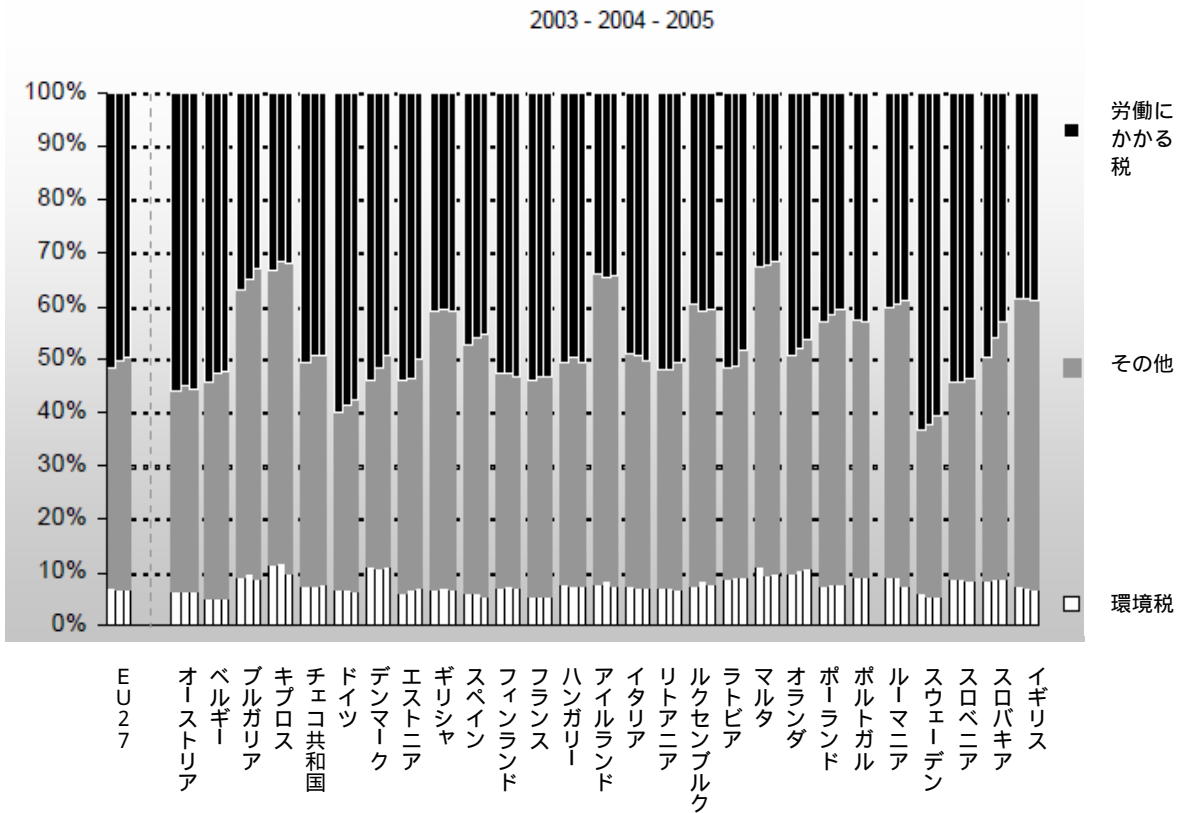
リサイクルは、より責任ある天然資源の管理に益する。それは、埋め立てや焼却される原材料を節約し、また未使用の（virgin）原材料の代わりにリサイクルされた原材料を使用することにより、環境に与える影響を減少させることができるのである。包装廃棄物は全廃棄物量の5%を占めている。

2005年には、EU27カ国で55%の包装廃棄物がリサイクルされたが(図5)、これは、すでに2008年の目標を達成したことを意味する。特に、紙および複合材板からできた包装廃棄物の73.5%がリサイクルされたが、プラスチック容器のリサイクルは24.8%にとどまった。個々の加盟国によりリサイクルの実績が異なることは、更に改善する可能性があることを示唆している。ベルギーとドイツはリサイクル率68%以上を維持する優良国であるが、いくつかの国（キプロス、ルーマニア、ポーランド）ではリサイクル率は30%以下に留まっている。

2003年から2005年の期間中、リサイクル率だけでなくリサイクルの傾向にも違いが見られた。すなわち、ほとんどの加盟国でリサイクル率が増加した。特にスロベニアは11%ポイント(34%から45%)増加したが、減少した国も見られた。特に、キプロスは-11%ポイントおよびスウェーデンは-12%ポイントであった。

市場に投入される一人あたりの包装の量は全般的に増加しているが、これは、包装および包装廃棄物の生産・発生を抑制しようとする指令の目的とは相容れないものである。

3.6 税収入における環境税の割合



出典：欧州委員会、Eurostat、および課税関税連合理事会、「EUにおける課税動向：加盟国およびノルウェーのデータ」、2007

図6 税収入における環境税の割合

環境税は、環境政策の目的を達成するための市場原理に基づく効率的な方法である。2005年のEU27カ国の全税収入に占める環境税の割合は6.6%であった(図6)。環境税の使用用途には加盟国間で大きな差異が見られる。全税収入に占める環境税の割合は、ベルギー、フランス、スペインおよびスウェーデンでは6%以下、デンマーク、オランダは10%以上であった。労働で得られる収入にかかる税と比べると、環境税の比率は低いといえる。

2003年から2005年の期間中、全EU27カ国の環境税の比率は6.9%から6.6%へ減少している。2006年の第1回目のデータでも、減少傾向が確認された。加盟国間でも傾向はかなり異なっている。エストニアは1%ポイント(6.1%から7.1%)、デンマークは0.9%ポイント、ルクセンブルクとオランダは0.6%ポイント増加したが、キプロスとルーマニアは1.5%ポイント、マルタは1%ポイント減少した。

翻訳：吉野 晴美 編集：NEDO 研究評価広報部

出典：http://ec.europa.eu/environment/pdf/sec_2008_2150.pdf